



特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部 改正について（通知）

技術基準の種類：設計・施工
通知日：平成元年2月6日

番947号
平成1年2月6日

部内各課長殿
部内各地方機関の長殿
（鳥取空港管理事務所賀祥ダムは除く。）

土木部長

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部
改正について（通知）

このことについて、衛生環境部長から別添写しのと
おり通知がありましたので、特定建設作業を伴う
工事について、その設計及び積算などに注意して
ください。
また、請負業者などへの指導もお願いします。

受環第294号
平成元年1月10日

各部長殿
鳥取県企業局長殿
鳥取県教育委員会教育長殿
鳥取県警察本部長殿

鳥取県衛生環境部長

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部
改正について（通知）

このことについて、環境庁大気保全局長から別添写しのとおり通知がありました。
ついては、この改正の主旨を御理解し、特定建設作業を伴う工事について、御配慮
をお願いします。

環大特第140号
昭和63年12月16日

各都道府県知事殿
各指定都市市長殿

環境庁大気保全局長

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準
の一部改正について

昭和63年11月21日をもって、「特定建設作業に伴って発生する騒音
の規制に関する基準の一部改正」（環境庁告示第65号）が告示されたが、
その施行に当たっては、下記の事項に留意のうえ、遺憾なきようにされたい。

記

第1 改正の要点

1. 改正の主たる内容について
 - （1）第1号の基準（音量に関する基準）について、「特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線から30mの地点において、（特定建設作業の種類に応じ）85～75ホンを超える大きさのものでないこと」を「特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、（特定建設作業の種類にかかわらず一律に）85ホンを超える大きさのものでないこと」に改めたこと。
 - （2）第2号の基準（作業時刻に関する基準）について、第1号区域にあっては、「特定建設作業の騒音が、（特定建設作業の種類に応じ）午後7時から翌日の午前7時まで又は午後9時から翌日の午前6時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと」を「特定建設作業の騒音が、（特定建設作業の種類にかかわらず一律に）午後7時から翌日の午前7時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと」に改めたこと。
 - （3）第4号の基準（作業期間に関する基準）について、「特定建設作業の騒音が、（特定建設作業の種類に応じ）連続して6日又は1月（第1号区域（第2号区域にあっては2月））を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと」を「特定建設作業の騒音が、（特定建設作業の種類にかかわらず一律に）連続して6日を超えて行

われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと」に改めたこと。

- (4) 基準の適用について、「第1号の基準（音量に関する基準）は、特定建設作業の作業時間の変更に係る基準としては適用しない」を「第1号の基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について勧告、命令を行うに当たり、特定建設作業の作業時間を変更すること（第3号本文の規定にかかわらず、1日における作業時間を第1号区域にあっては10時間（第2号区域にあっては14時間）未満4時間以上の間において短縮させること）を妨げない」に改めたこと。
- (5) 騒音の測定について、「日本工業規格C1502に定める指示騒音計C1503に定める簡易騒音計又は国際電気標準会議のp u b 179に定める精密騒音計を用いて行う。この場合において聴感補正回路は、A特性を用いる」を「日本工業規格C1502に定める普通騒音計若しくはC1505に定める精密騒音計又はこれらに相当する測定器を用いて行う。この場合において周波数補正特性はA特性、動特性は速い動特性（F A S T）を用いる」に改めたこと。

2. 施行期日について

改正基準は、昭和64年4月1日から施行すること。

第2 留意すべき事項

1. 本基準に関する指導等について

- (1) 本基準の施行に関する事務の大部分は、市町村長が執行することとなっているので、都道府県知事にあっては、本基準及び本通知の趣旨に沿って、市町村長を指導されたいこと。
- (2) 建設工事の施工者等に対して広く指導啓発を行い、本基準の趣旨の周知徹底を図ることにより、本基準の円滑な実施を図られたいこと。

2. 基準の適用等について

特定建設作業の騒音が第1号の基準（音量に関する基準）を超える場合には、一義的には騒音の防止の方法について改善されるべきであることは従前どおりであるが、告示本文ただし書は、法第15条に基づく改善勧告又は改善命令を行うに当たって、技術的困難性等の理由から騒音の防止の方法の改善によっては生活環境が著しく損われる事態を除去することが困難な場合においては、住民の生活環境に対する影響を軽減するため、1日当たりの作業時間を4時間まで短縮させることもできることとされたものであり、その運用については実態に即して適切に行われたいこと。

なお、さく岩機を使用する作業で、コンクリート圧砕機、静的破碎剤等の低騒音工法を併用する場合には、当分の間、ただし書の「4時間」は「6時間」と解されるものであること。

3. 改善勧告及び改善命令について

- (1) 基準に適合しない場合に行われる改善勧告の内容と基準各号との対応については、別表を参照されたいこと。
- (2) 公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる特定建設作業に関して、法第15条に基づく改善勧告又は改善命令を行うに当たっては、その内容をより円滑に実施するため、事前に当該建設工事の発注者に通知されたいこと。

4. 条例との関係について

地方公共団体が、建設作業に伴って発生する騒音を規制する条例を制定又は改廃しようとする場合には、その規制の方法、内容等について、本基準に定める規制の程度と均衡を失することのないようにされたいこと。

その場合においては、騒音対策工法・機械及び騒音防止技術の開発普及状況、代替工法の有無、現場における騒音対策の実態等を十分考慮したうえで行われたいこと。

5. その他

敷地の境界付近で行われる特定建設作業に伴って発生する騒音の測定を行うに際しては、特定建設作業に使用されている機械から危険防止に必要な距離だけ離れて測定するなど、測定者の安全の確保に十分配慮されたいこと。

第3 その他

騒音規制法の施行については、既に通知されている「騒音規制法の施行について」（昭和44年1月30日付厚生省環第30号・44農経C第229号・44企第678号・官開第35号・建設省計建発第2号厚生事務次官・農林事務次官・通商産業事務次官・運輸事務次官・建設事務次官から各都道府県知事あて）、「騒音規制法の一部を改正する法律の施行について」（昭和46年8月19日付環大特第2号環境事務次官から各都道府県知事あて）等によられているところであるが、本基準の一部改正に伴い、以下の事項に留意願いたいこと。

- (1) 法第15条第1項の改善勧告の要件としては、特定建設作業に伴って発生する騒音が基準に適合しないことのみではなく、それによって周辺の生活環境が著しく損なわれると市町村長が認めることが必要であり、周辺の生活環境が著しく損なわれるかどうかは特定建設作業の周辺の生活環境の実態、空地、道路等の存在、暗騒音などの状況に即して判断されたいこと。
- (2) 改善勧告及び改善命令の内容は、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更であって、工法の変更及び建設工事の中止は含まれないものであること。

- (3) 改善勧告又は改善命令を行うに当たっては、その事態を除去するために必要な限度においてするものとし、過剰な規制とならないようにされたいこと。また、その内容は、その目的達成のため技術的経済的に最も合理的なものとし、事業者に選択の余地を認めることとされたいこと。